

令和3年 第5回 農業委員会総会

日 時 令和3年5月25日（火） 午後3時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1 番 大城 真由美	2 番 山城 学
3 番 久保田 政子	4 番 百次 成仁	5 番 杉本 雄靖	6 番 山城 弘美
7 番 長嶺 安浩	8 番 宮里 良淳	9 番 玉城 正智	10 番 金城 義幸

農地利用最適化推進委員

1 番 長嶺 栄	2 番 金城 正弘	3 番 長嶺 淳二	4 番 大城 久
5 番 賀数 宏	6 番 伊敷 幸隆	7 番 幸地 豊	8 番 我謝 久男
9 番 伊礼 幸清	10 番 新垣 芳隆	11 番 山城 隆次	12 番 山城 満
13 番 志茂 政安	14 番 安谷屋健治		

【欠席委員】

【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 国吉 孝 赤嶺 貢

【議事録署名人】

5 番農業委員 杉本 雄靖 6 番農業委員 山城 弘美

【議事日程】

- 日程第1 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第2 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第20号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第4 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用について
- 日程第5 議案第22号 非農地証明について

令和3年 第5回 総会 議事録

事務局	これより令和3年第5回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 それでは令和3年第5回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は5番農業委員の杉本雄靖さん、6番農業委員の山城弘美さんでお願いします。次回調査委員は、7番農業委員の長嶺安浩さん、8番農業員の宮里良淳さん、9番推進委員の伊礼幸清さんでお願いします。 【議事日程】 日程第1 議案第18号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（14件） 日程第2 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（5件） 日程第3 議案第20号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指について（4件） 日程第4 議案第21号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について（17件） 日程第5 議案第22号 非農地証明について（1件） 【議題の審議】 それでは審議に入ります。議案18号農地法第3条第1項の規定による許可申請について事務局説明願います。
事務局	それでは2ページをお開き下さい。1番と2番は関連します束里の2筆で売買による所有権移転であります。3番は大里の1筆で贈与による所有権移転であります。4番は真壁の2筆で5年間の使用貸借権の設定であります。5番は真壁の1筆で5年間の使用貸借権の設定であります。6番は真栄里の1筆で10年間の貸借権の設定であります。7番は照屋の1筆で贈与による所有権移転であります。8番は伊原の1筆で売買による所有権の移転であります。9番は束里の2筆で贈与による所有権移転であります。10番は束里の1筆で贈与による所有権移転であります。11番は大里の1筆で売買による所有権移転であります。12番は宇江城の1筆で売買による所有権移転であります。13番は大度

	の1筆で売買による所有権移転であります。14番は真栄平の1筆で3年間の賃借権の設定であります。以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願いします。
委員	7番の社会福法人は農業生産法人ではないが、農地を購入出来るのか？
事務局	農業適格法人は土地を購入出来、その他の法人は出来ませんが、社会福祉法人については購入可能で、面積要件もない。
会長	他に質問ありませんか？ なければ只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案第18号は可とします。次に議案第19号農地法第5条第1項について事務局説明願います。
事務局	6ページをお開き下さい。1番は喜屋武の1筆で第1種農地であります。売買による所有権移転で集出荷場への転用であります。2番は喜屋武の1筆で第1種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。3番4番は関連します小波蔵の1筆で第1種農地であります。売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。5番は豊原の1筆で第1種農地であり、売買による所有権移転で農家住宅への転用であります。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	1番の喜屋武について、第1種農地であります但不許可の例外の農産物集出荷場の建設に該当するため、転用は問題無いものと判断しました。ただし、現況においては、大分前に出荷場が違法により建てられているため、始末書を添付されております。2番、喜屋武514番については、第1種農地でありますが、不許可の例外の集落接続に該当するため転用は問題無いものと判断しました。3番と4番は関連しますので一括にて報告します。小波蔵141番地については、第1種農地であります但不許可の例外集落接続に該当するため、一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。5番の豊原について、第1種農地ありますが、不許可の例外の集落接続に該当するため農家住宅への転用は問題無いものと判断しました。皆様のご審議をお願いします。

会長	只今の案件について疑問質問があればお願いします。
委員	1 番について、現在建物がすでに建っていて始末書を添えれば許可するのは如何なものか？
事務局	この建物は、3 筆にまたがっており 2 筆は原野です。今回は県へも相談しまして、農業用の集出荷場でありますので仕方がないのかなと思われます。この様な違反転用が無いように、農業委員の皆さんも日頃のパトロールをお願い致します。
会長	他にありませんか？只今の案件について可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、議案 19 号は可とします。次に議案 20 号について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について事務局説明願います。
事務局	16 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について、——読み上げて同意を求める——
会長	只今の案件について同意としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは議案第 20 号は同意とします。次に議案第 21 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について事務局説明願います。
事務局	それでは 24 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 3-22～3-38 までを読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。 質問等ありませんか？質問なければ只今の案件可としてよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	議案第 21 号は可とします。次に議案第 22 号について事務局説明願います。
事務局	28 ページをお開き下さい。字大度の 158 番地について非農地証明願いがあ ります。申請地は農地法が適用された日（昭和 47 年 5 月 15 日）の前から住宅 として建設しているため非農地に該当すると判断しました。皆さんのご意見を お願いします。
会長	只今の案件について、疑問質問がありましたらお願いします。
委員	元々住宅があり、建て替えの場合非農地証明が必要なのか？
事務局	相続の場合はすんなり可能であるが、今回は孫への贈与のため地目が畑のた め建てられないとのことで非農地証明が申請されている。
会長	他にありませんか？ なければ只今の案件可としてよいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	議案第 22 号は可とします。 以上で本日の総会を終了いたします。
議事録署名人 5 番 農業委員 杉本 雄靖 6 番 農業委員 山城 弘美	